

山梨県公報

第四百五十三号

令和六年

三月七日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更(三件).....	七三
○道路の占用を制限する区域の指定.....	七四
○道路の占用を制限する区域の指定の解除.....	七五
○建築基準法に基づく道路位置指定(二件).....	七六
○令和六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等.....	七六
公 告	
○随意契約の相手方の決定について.....	七七
○特定計量器の定期検査の実施.....	七八
人事委員会	
○職員の任用に関する規制の一部を改正する規則.....	八〇
○簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示.....	八二
公安委員会	
○運転免許取得者等教育に係る認定の取消し.....	八二

告示

山梨県告示第五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和六年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 四百十一号

三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市城東五丁目二一三番地先から 甲府市城東五丁目一七五番地先まで	旧	一〇・九	一一九・〇
	新	二四・一	一九〇・〇
	旧	一一・三	一三〇・三
	新	二九・七	一九〇・〇

山梨県告示第五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和六年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府山梨線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
山梨市堀内字西小揚六九五番一地先から 山梨市市川字膳棚一五八六番一地先まで	旧	五・二	六四〇・〇
山梨市堀内字西小揚六九五番一地先から 山梨市堀内字堰間七七番三地先まで	旧	一五・三	六一四・五

山梨市堀内字西小揚六九五番一地从先から
山梨市堀内字堰間七一番一地从先まで

新

一〇・一
三〇・九

六一四・五

四 区域変更の期日 令和六年四月一日

山梨県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和六年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 身延線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町身延字町方三六九八番地先から 南巨摩郡身延町身延字町方三六九八番地先まで	二一・三 二五・一	二五・〇 二六・五		一・一

山梨県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課、中北建設事務所、中北建設事務所峡北支所、峡東建設事務所、峡南建設事務所、富士・東部建設事務所及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和六年三月二十九日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 制限する道路の路線及び区間

番号	道路の種類	路線名	区間
一	一般国道	国道百四十号	一般国道百四十号西下条ランプ（甲府市）から一般国道百四十号落合西インターチェンジ（甲府市）まで
二		国道三百号	灯第一トンネル西側坑口（身延町）から新中之倉橋西詰（身延町）まで
三		国道四百十一号	新羽根戸橋東詰（丹波山村）から大常木橋西詰（丹波山村）まで
四			かたなばトンネル南側坑口（丹波山村）からかたなばトンネル北側坑口（丹波山村）まで
五			大常木トンネル東側坑口（丹波山村）から大常木トンネル西側坑口（丹波山村）まで
六			岩岳橋東詰（甲州市）から天狗棚橋西詰（甲州市）まで
七			甲州市塩山上萩原字萩原山（甲州市）から柳沢第二トンネル東側坑口（甲州市）まで
八			一般国道百四十号交点（甲府市）から甲府市道池添梅ヶ坪線交点（甲府市）まで
九	県道	市川三郷富士川線	富士川町駅前通二丁目（富士川町）から一般国道五十二号交点（富士川町）まで
十		甲斐中央線	甲斐市道三味堂村上線交点（甲斐市）から一般国道二十号交点（甲斐市）まで

十一	大月上野原線	上野原市道談合坂サービスエリア線交点（上野原市）から 県道野田尻四方津停車場線交点（上野原市）まで
十二	白井甲州線	狐川橋東交差点（笛吹市）から 笛吹市道一―二十号線交点（笛吹市）まで
十三	塩山勝沼線	県道白井甲州線交点（甲州市）から 一般国道四百十一号交点（甲州市）まで
十四	万力小屋敷線	一般国道百四十号交点（甲州市）から 甲州市道上於曾八十一号線交点（甲州市）まで
十五	野田尻四方津停車場線	西関東道路入口交差点（山梨市）から 山梨市駅前交差点（山梨市）まで
十六	日野春停車場線	県道大月上野原線交点（上野原市）から 一般国道二十号交点（上野原市）まで
十七	横手日野春停車場線	県道横手日野春停車場線交点（北杜市）から 一般国道百四十一号交点（北杜市）まで
十八	富士吉田西桂線	一般国道二十号交点（北杜市）から 県道日野春停車場線交点（北杜市）まで
十九	富士吉田西桂線	富士吉田市道小明見上暮地線交点（富士吉田市）から 富士吉田西桂スマートインターチェンジ（富士吉田市）まで

二 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を

地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四 占用の制限の開始日 令和六年四月一日

山梨県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域の指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課、峡東建設事務所、峡南建設事務所及び富士・東部建設事務所において、この告示の日から令和六年三月二十九日まで一般の縦覧に供する。
令和六年三月七日

一 制限を解除する道路の路線及び区間
山梨県知事 長 崎 幸太郎

番号	道路の種類	路線名	区間
一	一般国道	国道三百号	灯第一トンネル西側坑口（身延町）から 新中之倉橋西詰（身延町）まで
二		国道四百十一号	新羽根戸橋東詰（丹波山村）から 大常木橋西詰（丹波山村）まで
三			かたなばトンネル南側坑口（丹波山村）から かたなばトンネル北側坑口（丹波山村）まで
四			大常木トンネル東側坑口（丹波山村）から 大常木トンネル西側坑口（丹波山村）まで
五			岩岳橋東詰（甲州市）から 天狗棚橋西詰（甲州市）まで
六			甲州市塩山上萩原字萩原山（甲州市）から 柳沢第二トンネル東側坑口（甲州市）まで

七	県道	市川三郷富士川線	富士川町駅前通二丁目（富士川町）から一般国道五十二号交点（富士川町）まで
八		白井甲州線	西広門田交差点（甲州市）から塩山駅西交差点（甲州市）まで
九		小和田猿橋線	大月市道猿橋東町線交点（大月市）から一般国道二十号交点（大月市）まで

- 二 制限解除の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱
- 三 占用の制限を解除する理由 緊急輸送道路の見直しがあったため。
- 四 占用の制限の解除日 令和六年三月三十一日

山梨県告示第五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和六年二月二十八日
- 二 指定道路の位置 韮崎市龍岡町若尾新田字供養塚九百五番四
- 三 指定道路の幅員 最大五・〇メートル 最小五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 二十二・三二メートル

山梨県告示第五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所（備え置いて縦覧に供する。）

令和六年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和六年二月二十六日
- 二 指定道路の位置 笛吹市御坂町成田字黒経塚二十番一
- 三 指定道路の幅員 最大五・〇メートル 最小五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十二・〇〇メートル

山梨県告示第五十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六百七十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、令和六年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）等について次のとおり定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 競争入札に参加することができる者
 - 競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、競争入札参加資格を有すると認められたものとする。
 - 1 令第六百六十七条の四第一項各号（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者
 - 2 令第六百六十七条の四第二項（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、令第六百六十七条の四第二項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - 4 県税（個人県民税を除く。）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - 5 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - 6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
 - 7 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和三年山梨県告示第六十七号（以下「令和三年告示」という。）に掲げる契約の種類及び種目（以下「契約の種類等」という。）のうち、競争入札参加資格を受けようとする契約の種類等に係る営業を営んでいることが確認できない者

8 契約の履行に当たり必要な機器等を所有（リースの場合を含む。）していない者
二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者は、別に定める物品等競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び誓約書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 法人の登記事項証明書（法人の場合）

(二) 身分証明書（個人の場合）

(三) 印鑑証明書

(四) 財務諸表（法人にあつては審査基準日の直近の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては審査基準日の直近に提出した所得税確定申告書の写し）

(五) 納税証明書（審査基準日の直近の全ての県税（個人県民税を除く。）及び消費税に係るもの）

(六) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合は、それを証明する書面

(七) 返信用封筒（長形三号）（送付先を記載し、八十四円分の郵便切手を貼付）

2 申請書及び添付書類は、七に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 競争入札参加資格の有効期限
競争入札参加資格の有効期限は、競争入札参加資格を認定した日から令和七年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出

競争入札参加資格を有すると認められた者は、その資格の有効期間中に次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 法人にあつては代表者又は役員の名及び氏名、個人にあつては氏名

3 代理人として指定され、競争入札、見積り及び契約に關する一切の権限を委任されている者の氏名

4 所在地又は住所（代理人の所在地又は住所を含む。）

5 電話番号

6 使用印鑑

7 資本金（法人の場合に限る。）

8 競争入札への参加を希望する契約の種類等及び順位

9 その他営業内容に關する重要な事項

五 競争入札参加資格の取消し

競争入札参加資格を有すると認められた者が、次のいずれかに該当することが判明したときは、知事はその競争入札参加資格を取り消すことができる。

1 一のいずれかに該当する者となつたとき。

2 虚偽又は不正な方法により競争入札参加資格を受けたことが明らかになつたとき。

3 競争入札参加資格の認定を受けた契約の種類等に係る営業の全部を廃業したとき。

4 その他知事が必要と認めたとき。

六 競争入札参加資格の有効期間の更新手続
県において競争入札が見込まれる年度に競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

七 競争入札参加資格に關する文書を入力するための手段
資格審査の申請に係る様式等は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五―二二三―一三九五）にあらかじめ連絡の上請求して入手すること。

八 その他
令和三年告示に基づき競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に關する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に關する協定、経済上の連携に關する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等

(一) 名称 山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパスほか四施設で使用する電気

(二) 数量 一式

二 契約に關する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和六年一月四日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 株式会社レーベンクリーンエナジー
 - (二) 住所 東京都新宿区揚場町一ー十八 飯田橋ビル五階
- 五 契約額 一億六千三百二十四万七百三十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 第三者所有モデルを活用した県有施設への太陽光発電設備の設置及び電力の供給にあたっては、対象施設の条件に応じた設備仕様や運用方法等の提案が必要となり、特殊な技術に係る物品等を調達する場合において、当該調達の相手方が特定されているときに当たするため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当）

● 特定計量器の定期検査の実施
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、令和六年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）	令和六年四月十五日	午前十時から午後三時まで	甲州市大和ふるさと会館	甲州市のうち旧勝沼町及び旧大和村	一般社団法人山梨県計量協会
	同	同	甲州市勝沼市民会館	同	同

、分銅及びおもり

令和六年四月十六日	同	同	同	同	同
令和六年四月十七日	同	同	同	同	同
令和六年四月十八日	同	同	同	同	同
令和六年四月十九日	同	同	同	同	同
令和六年四月二十二日	同	同	同	同	同
令和六年四月二十三日	同	同	同	同	同
令和六年四月二十四日	同	同	同	同	同
令和六年四月二十五日	同	同	同	同	同
令和六年四月二十六日	同	同	同	同	同
令和六年五月七日	同	同	同	同	同
令和六年五月八日	同	同	同	同	同

令和六年五月 二十七日	令和六年五月 二十四日	令和六年五月 二十三日	令和六年五月 二十一日	令和六年五月 二十日	令和六年五月 十七日	令和六年五月 十六日	令和六年五月 十四日	令和六年五月 十三日
午前十時から 午後三時まで	午後一時から 午後三時まで	午前十時半か ら午後三時ま で	同	同	同	午前十時から 午後三時まで	午前十時半か ら正午まで	同
身延町役場	早川町役場	南部町活性 化センター	中央市役所 南館	同	同	山梨市役所 牧丘支所	笛吹市芦川 ふるさと総 合センター	笛吹市役所 八代支所
身延町	早川町	南部町	中央市の うち旧豊 富村	同	同	山梨市の うち旧三 富村及び 旧牧丘町	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同

皮革面積計	令和六年六月	令和六年六月 一日から令和 七年三月三十 一日までの間 で、個別に県 が指定する日	令和六年六月 一日から令和 七年三月三十 一日までの間 で、個別に県 が指定する日	令和六年六月 一日から令和 七年三月三十 一日までの間 で、個別に県 が指定する日	令和六年六月 一日から令和 七年三月三十 一日までの間 で、個別に県 が指定する日	令和六年六月 一日から令和 七年三月三十 一日までの間 で、個別に県 が指定する日	令和六年六月 一日から令和 七年三月三十 一日までの間 で、個別に県 が指定する日	令和六年六月 一日から令和 七年三月三十 一日までの間 で、個別に県 が指定する日
午前九時から	午後二時まで	午後九時から 午後四時まで	同	同	同	同	同	同
特定計量器	身延支所	身延町下部 地区公民館	身延町中富 総合会館	特定計量器 の所在の場 所（特定計 量器検定検 査規則（平 成五年通商 産業省令第 七十号）第 三十九条第 一項各号の いずれかに 該当する場 合に限る。	同	同	同	同
甲府市を	同	同	同	同	同	同	同	同
山梨県計量検	同	同	同	同	同	同	同	同

一日から令和七年三月三十一日まで（山梨県の休日を含む）	午後四時まで	の所在の場所（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	除く県下全域	定所
-----------------------------	--------	---	--------	----

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

人事委員会

○山梨県人事委員会規則第四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和六年三月七日

山梨県人事委員会

委員長 細谷 憲 二

職員の任用に関する規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二職員採用試験（大学卒業程度）の部を次のように改める。

職員採用試験（大学卒業程度）	行政	他の試験職種の対象とならない業務に従事することを職務とする職	教養試験 専門試験（五肢選択） 人物試験 論文試験 資格調査
行政（アピール試験型）			基礎能力試験 自己アピール試験

社会福祉Ⅰ	主として社会福祉（相談業務）に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	人物試験 論文試験 資格調査
社会福祉Ⅱ	主として社会福祉（施設での生活指導等）に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験 専門試験（五肢選択） 人物試験 論文試験 資格調査
心理	主として心理学に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	
薬剤師	主として薬学に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	
栄養士	主として栄養学に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	
警察行政	県警察の機関において行政事務に従事することを職務とする職	
化学	主として化学に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	
機械	主として機械に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する	

	農業	林業	林業 (専門 性面接型)	土木	土木 (専門 性面接型)	農業土木
ことを職務とする職	主として農業に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として林業に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		主として土木に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		主として農業土木に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
基礎能力試験 人物試験 論文試験 資格調査	基礎能力試験 人物試験 論文試験 資格調査	基礎能力試験 人物試験 論文試験 資格調査	基礎能力試験 人物試験 論文試験 資格調査	教養試験 専門試験(五 肢選択) 人物試験 論文試験 資格調査	教養試験 専門試験(五 肢選択) 人物試験 論文試験 資格調査	教養試験 専門試験(五 肢選択) 人物試験 論文試験 資格調査

農業土木 (専門性面接 型)	建築	電気	畜産	水産	保健師	司書
	主として建築に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として電気に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として畜産に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として水産に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として保健指導に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として図書に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
基礎能力試験 人物試験 論文試験 資格調査	教養試験 専門試験(五 肢選択) 人物試験 論文試験 資格調査	論文試験 資格調査				教養試験 専門試験(五 肢選択及び記 述) 人物試験 論文試験 資格調査

学芸員Ⅰ	主として歴史及び芸術等（主に美術に関すること）に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験 専門試験（記述） 人物試験 論文試験
学芸員Ⅱ	主として歴史及び芸術等（主に日本史に関すること）に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	身体検査 資格調査
学芸員Ⅲ	主として歴史及び芸術等（主に日本文学に関すること）に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	
文化財主事	主として文化財に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	
建築設備	主として建築設備に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験 専門試験（五肢選択） 人物試験 論文試験 資格調査
その他人事委員会が必要と認める試験職種	別に定める	別に定める

別表第二の備考第一号中11を12とし、6から10までを7から11までとし、同号5中「又は人柄」を「人柄」に改め、「性向」の下に「又は専門的な知識」を加え、同号5を同号6とし、同号中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加

える。

2 「基礎能力試験」とは、言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての多肢選択式による筆記試験をいう。
別表第五選考により採用する職の欄中第二号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 三 医療職給料表(三)級別基準職務表の職務の級四級以上の職
- 四 研究職給料表級別基準職務表の職務の級二級以上の職

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会告示第一号

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月七日

山梨県人事委員会

委員長 細 谷 憲 二

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(令和五年山梨県人事委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

本則の表十一の項中「就職水河期世代」の下に「非正規雇用者」を加え、同表十二の項中「障害者」の下に「難病患者」を加える。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十八号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百八条の三十二の二第五項の規定により、運転免許取得者等教育に係る認定を次のとおり取り消したので、運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号。以下「規則」という。)第十二条の規定に基づき告示する。

令和六年三月七日

山梨県公安委員会

委員長 高橋英尚

一 認定を取り消された者の名称、住所及び代表者の氏名

(一) 名称 有限会社米山自動車教習所

(二) 住所 山梨県甲府市古上条町二百十五番地一

(三) 代表者の氏名 米山 好子

二 運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地

(一) 施設の名称 米山自動車教習所

(二) 施設の所在地 山梨県南アルプス市六科千百七番地二十四

三 認定を取り消された運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称

1 課程の区分

(一) 規則第一条第一号に掲げる課程

(二) 規則第一条第二号に掲げる課程

2 課程の名称

(一) 米山ペーパードライバー教室

(二) 米山二輪車安全運転教室

四 認定の取消年月日 令和六年二月十六日

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番